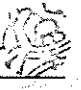




# 監査報告書

平成 29 年 5 月 11 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
会 長 齋 藤 十 朗 殿

監 事 松澤一美   
監 事 宮本隆司   
監 事 安崎 周川 

私たち監事は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査意見

### (1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上

## 関連する法令および通知

1. 社会福祉法、社会福祉法施行令、社会福祉法施行規則
2. 社会福祉法人審査基準及び定款例（雇児発 1111 第 1 号、社援発 1111 第 4 号、老発 1111 第 2 号別紙 1・2／最終改正平成 28 年 11 月 11 日）
3. 社会福祉法人審査要領（雇児総発 1111 第 1 号、社援基発 1111 第 1 号、障企発 1111 第 1 号、老高発 1111 第 1 号別紙／最終改正平成 28 年 11 月 11 日）
4. 社会福祉法人会計基準（最終改正平成 28 年 11 月 11 日厚生労働省令第 168 号）
5. 社会福祉法人指導監査実施要綱：（雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号／平成 29 年 4 月 27 日制定）